

令和2年4月8日

保護者様

京都市立明徳小学校  
校長 岡本 雅文

## 学校における新型コロナウイルスに係る感染症対策について（臨時休業のお知らせ）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より、本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止についても、御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、全国的な感染者の大幅な増加傾向の下、本市においても3月30日（月）～4月5日（日）までの新規感染者が44人となり、その前の週の17人の2.6倍となるとともに、この4日（土）、5日（日）の新規感染者13名のうち11名が、現段階で感染経路不明であるなど、本市域の状況に大きな変化が生じ、危機的な状況となっております。

こうした状況を踏まえつつ、年度当初が、学校と、児童生徒や家庭・保護者との関係・繋がりをつくるとともに、児童生徒にとっても、新しい環境の下で学校生活に臨む極めて大事な時期であることを踏まえ、入学式や始業式などをしっかりと行った上で、4月10日から臨時休校措置を実施することが、京都市教育委員会から示されました。このため、本校においても下記のとおり臨時休校としますので、ご連絡申し上げます。

### 記

1. 臨時休業期間 令和2年4月10日（金）から、当面5月6日（水）

※ 臨時休業期間は、状況に応じて、変更する場合があります。

※ 臨時休業期間中の子どもたち・保護者様等へのお知らせについては、本校ホームページやメール配信、掲示板において随時掲載しますので、日々、確認いただきますようお願いいたします。

2. 臨時休業期間までの予定

○4月9日（木）午前中授業とします。下校時刻・・・1年生は、11時30分ごろ  
2~6年生は、12時20分ごろ

※9日（木）も、「①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集、③近距離・密接（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声」の「3密条件」が同時に重なる場ができる限り避け、更なる感染防止対策の徹底に取り組みます。

※御家庭の判断で子どもたちの登校を控えられた場合でも、欠席日数として記録されません。

3. 臨時休校期間の対応

○登校日について ①週1回下記に示した日時を登校日として設定します。3密（密閉・密集・密接）を少しでも避けるため、分散登校とします。1回2時間程度の登校日とします。  
②1年生は、登校日には集団下校をします。

学年	1回目	2回目	3回目
星の子	4月15日（水） 8時35分～10時30分	4月22日（水） 8時35分～10時30分	4月28日（火） 8時35分～10時30分
1年	4月15日（水） 8時35分～10時30分	4月22日（水） 8時35分～10時30分	4月28日（火） 8時35分～10時30分
2年	4月15日（水） 10時30分～12時25分	4月22日（水） 10時30分～12時25分	4月28日（火） 10時30分～12時25分
3年	4月16日（木） 8時35分～10時30分	4月23日（木） 8時35分～10時30分	4月30日（木） 8時35分～10時30分
4年	4月16日（木） 10時30分～12時25分	4月23日（木） 10時30分～12時25分	4月30日（木） 10時30分～12時25分
5年	4月17日（金） 8時35分～10時30分	4月24日（金） 8時35分～10時30分	5月1日（金） 8時35分～10時30分
6年	4月17日（金） 10時30分～12時25分	4月24日（金） 10時30分～12時25分	5月1日（金） 10時30分～12時25分

※持ち物・・・筆記用具・提示された課題・健康観察票（朝夕の検温をお願いします）

- ・登校日の扱い　　臨時休業期間中の登校日については、通常の授業日の扱いではありません。御家庭の判断で子どもたちの登校を控えられた場合でも、欠席日数として記録されません。ただし、連絡なく登校されなかった場合は、安全確認のためご家庭へ連絡させていただきます。欠席される場合は、必ず連絡いただきますようお願いします。

#### 4. 臨時休業期間の基本的な過ごし方

ア　期間中は、特に、感染拡大防止に取り組むという本措置の趣旨を踏まえ、できるだけ子どもたちが自宅で過ごせるようにしてください。また、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。

イ　別途お知らせしている「臨時休業期間中の健康管理について」に添付しております「健康観察票」をもとに、御家庭において、子どもたちと一緒に健康観察に取り組んでください。また、同通知に添付しております、啓発チラシ「新型コロナウイルス感染症～うつらない・うつさないように、みんなで気をつけること～」を参考に、この機会に、改めて、子どもたちはもとより、御家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただこう、お願いします。

#### 5. 特例預かりについて

保護者の方の就労状況や学童保育所等の受入状況などを踏まえ、自宅で過ごすことが難しいといった状況等がある場合に、例外的な対応として、8時30分から15時30分の範囲で、児童の受け入れを行います。なお、感染拡大防止の観点から、発熱・風邪等の症状のある子どもたちについては自宅休養をお願いいたします。

○実施期間　4月13日（月）から5月1日（金）までの、土・日・祝日を除く日とします。

詳細については、本日配布しています「臨時休業措置期間中の児童の特例預かりの実施について」を御覧ください。

#### 6. 臨時休業期間中の子どもたちの生活や学習について

別添「明徳小学校に通う児童の皆さんへ」を参照いただくなどして、子どもたちの生活面については、規則正しい生活を送ること、不要不急の外出を控えることなど、各御家庭でも指導してください。

○学習課題　学年より次の登校日までの内容を提示しますので、ご確認いただきお取り組みください。なお、まだ、新しい学年での学習が始まっています。自学自習の姿勢で、自主勉強などに取り組むこともいいかと思います。登校日の際には、課題の提出をしていただきます。

臨時休業期間中の子どもの学習の支援方策のひとつとして、公的機関等が作成した、児童生徒及び保護者等が自宅等で活用できる教材や動画等を紹介する「臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト（通称「子供の学び応援サイト」）が開設されました。手作りマスクの作り方も掲載されています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

7. 提出物　　年度当初のため多くの提出物があります。ほとんどの提出物を13日（月）までとしましたが、休校期間となりますので、すべて、次回の登校日に持参いただきますようお願いします。また、PTA関係も次回の登校日にお願いします。

8. 家庭訪問　　本来4月下旬から5月上旬にかけて家庭訪問を実施しておりましたが、ある一定の時間を設定しての訪問は延期とします。ただし、授業参観・懇談会もできない中でありますので、休校期間に1回は玄関先での訪問をさせていただき、保護者の方と担任が顔を合わせる機会を持ちたいと考えます。現状を鑑み、この訪問も登校が再開するまで遠慮されたい方は、ご一報いただければと思います。

#### 9. その他

- ・9日（木）までの間、御家庭の判断で欠席される場合も、「欠席扱い」とはしません。また、欠席の御家庭には、指導内容に関するプリント等をお届けします。
- ・できる限りマスクを着用させてください。9日の授業の際には、教職員もマスクを着用します。
- ・お子様やご家族が新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者となった場合は、すぐに学校へお知らせください。（別紙「臨時休業期間中の健康管理について」参照）
- ・学校は、平日は通常通り職員室を開けています。電話もつながります。
- ・学校からの連絡は、メールやホームページ、学校前の掲示板にてお知らせしますので、ご確認いただきますようお願いします。
- ・新1年生の保護者につきましては、入学式の際にPTAから配布されたメール配信の登録方法を確認の上、任意ではありますが、ご登録いただると情報が早くつかめると思います。